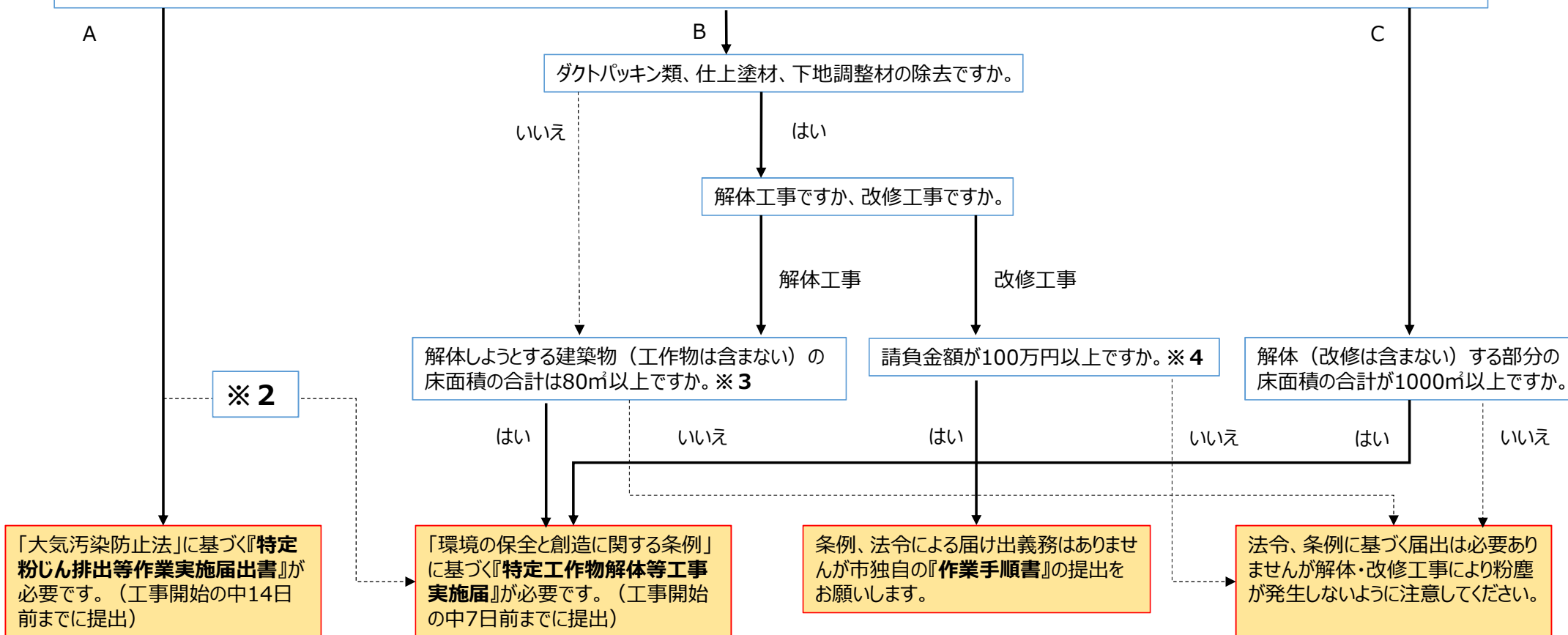


## ◆石綿関係届出フロー（R3.4.1～）

西宮市環境保全課

解体、改修しようとする建築物（工作物）に飛散性アスベスト（L1,2建材）が使用されている場合は「A」、非飛散性アスベスト（L3建材）が使用されている場合は「B」、石綿が使用されていない場合は「C」に進んでください。※ 1



※ 1 特定粉じん排出等作業実施届出書と特定工作物解体等工事実施届の両方に該当する場合は、それぞれの届出が必要です。

※ 2 石綿含有配管保温材について非石綿部での切断撤去を行う場合、必要な届出は特定工作物解体等工事実施届となります。

※ 3 改修工事の場合は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定工作物解体等工事実施届は不要です。

※ 4 詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

注 上記のフロー図のほか、バックホウ等の建設重機を使用する場合は、別途「騒音規制法」「振動規制法」「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業実施届出書が必要です。